

## 普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について

特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰」（牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。）を「化成肥料」及び「配合肥料」の原料として追加する場合。

## ○ 経緯

普通肥料の公定規格については、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、その種類ごとに、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量その他必要な事項が定められており、その種類については、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）において定められているところである。

また、特殊肥料については、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項の規定に基づき、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）において定められている。

本件は、既に特殊肥料に指定され一般的に流通している「動物の排せつ物の燃焼灰」のうち、牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰を既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料である「化成肥料」及び「配合肥料」に化学的操作なく物理的に混合することにより生産する場合の原料として追加するものであり、本件肥料は類似する肥料と同等の肥料効果が認められ、安全性も確認されたことから、本件肥料について新たに公定規格を定めるものである。

なお、今回公定規格に追加する「動物の排せつ物の燃焼灰」（牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。）は、単体でその使用が認められており、ほ場においては、既に相当期間、化成肥料や配合肥料と混合して使用されている実績がある。そのため、今回の公定規格の改正内容は、既にほ場において使用されている実態と変わるものではない。

## ○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手続を進めることとする。